電波伝搬障害防止事務処理規程(平成23年2月25日総基基第3号通達)の一部を次のように改正する。

目次中「備付け及び」を削る。

第11条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該報告に係る電波伝搬路の名称等の一覧表を別途電子メールにより送付するものとする。

- 第11条第2項中「報告する」を「報告した」に改める。
- 第3章の章名中「備付け及び」を削る。
- 第18条を次のように改める。

(関係行政機関への防止区域を表示する図面等の送付等)

- 第 18 条 関係行政機関における防止区域に係る縦覧は、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 関係行政機関に備え付けられた防止区域を表示する図面による方法
 - (2) 防止区域が記録された電磁的記録媒体(以下単に「電磁的記録媒体」という。)の内容を関係行政機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法
 - (3) インターネットを利用する方法により防止区域を関係行政機関の事務所に備え置く 電子計算機の映像面に表示する方法
- 2 地方局長は、関係行政機関の建築基準行政事務を担当する課の長に対し、いずれの方法により縦覧を行うものであるか、あらかじめ照会しておくものとする。
- 3 第1項(1)又は(2)の方法により縦覧が行われる場合は、関係行政機関の建築基準行政 事務を担当する課の長に対し、防止区域を表示する図面又は電磁的記録媒体を、様式6 の2の通知書により送付するものとする。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項と する。

第44条第3項中「配布」を「配付」に、「送付」を「様式6の2の通知書により送付」に改め、後段を削る。

様式1を次のように改める。

○○○○ 第 X X 号 □□ X X 年 X X 月 X X 日

伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)願

総務大臣殿

住所 〒

氏名 印 電話番号 OO-OOO-OOO

長

辺

伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)について

下記の電波伝搬路について、伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)を願いたく、別添のとおり資料を提出します。

記

(指定・変更・解除) を希望する電波伝搬路

電波伝搬路の名称	周波数帯	無線通信の種類	理由	備考
00~00	OOGHz帯	OOO用 (注1)	(例)無線区間新設のため	(注2) (注3)

- 注 1 電気通信業務用、放送業務用、人命・財産の保護用(水防・消防用、防災行政用、航空保安用、海上保安用、警察用、治安維持用のいずれかについても併せて記載すること。)、気象業務用、電気供給業務用、列車運行業務用のいずれかを記載すること。
 - 2 指定解除願の場合は、免許番号及び免許年月日を記載するとともに、当該電波伝搬路の指定に係る告示番号及びその年月日を記載すること。
 - 3 一の電波伝搬路を共用する他の免許人等がいる場合(一の免許人等により他の免許人等を取りまとめている場合を含む。)は、当該免許人等の氏名又は名称を記載すること。
 - 4 反射板がない場合は、別添2の添付を要しないものとする。
 - 5 指定解除願の場合は、別添の添付を要しないものとする。
 - 6 不要な文字を削除すること。

(別添1)

防止予定区域管理票(1)

免	許人名												ルー	ト番号					
	番号				e :	# =	1						局番-	= -				<u> </u>	
	母写 許の番⁵	무			向1	番号	1					号	同留7	두 D					号
	<u>計の留す</u> 許年月						年		-	=	E		+	年	:	F	=	日	
	定局名		2)							•									
	定局名																		
	用周波																		
	有周波		Ī																
	道府県																		
_	置場所																		
空	中線位	置				口個兒	到 0		大表		中心)	1		固別 O	f	代表	(鉄塔)	中心)	1
	/ /		□ 緯度経度		E			,	,,				E		,	,,			
꿏	'中線位 (注 1)	直			N E	点	X						N 原点						
	(/ <u>T</u> /		□ XY座標	値	()		Y			m m				Ŷ			m m		
	空中紀	線口径	<u> </u>		` ,		•			m			. ,				m		
	空中紀				送	言空	中線				→	(偏波)) →	受信空	中線				
	空中紀									m							m		
	空中約									m							m		
	() 補	口空	中線中心補正							m							m		
_	(注 注 2) 值		補正			0		′		"				•	,		"		
下り方向	し値		値・Y値補正	値	X			m	Υ			m	X		m	Υ			m
左	⊊ S		1 間隔 5 D 1 中心補正	法	SD	l				m			SD1				m		
回	는 D		・ロー中心補正・補正・			o		,		m ″				•	,		m ″		
	2 1	Пх	値・Y値補正		Х			m	Υ			m	X			Y			m
			2間隔		SD	2				m			SD2				m		
	(注 D		D 2 中心補正	値						m							m		
	(注2)		補正	角		0		,		"				۰	,		"		
		□X	値・Y値補正	値	Χ			m	Υ			m	Х		m	Υ			m
		方向に																	
	空中紀				-		1 64			m		/		.v. /= -	1.64		m		
	空中和空中和	線種別			受'	言空「	中級				<u></u>	(偏波)) ← T	送信空	中級				
	空中和空中和									m			-				m		
			(<u>同</u> 2中線中心補正:	値						m m							m m		
	注证		神正			0		,		"				•	,		"		
占	(注2) 補正値	ПΧ	値・Y値補正		X			m	Υ			m	X			Y			m
上り方向		1間隔			SD	1				m			SD1				m		
问			<u>.</u> D 1 中心補正	値						m			T -				m		
	(注 D 1		補正	角	L	o		,		"			1	0	,		"		
			値・Y値補正	値	Χ			m	Υ			m	Х		m	Υ			m
	SD	2 間隔			SD	2				m			SD2				m		
	⊊ S	□s	D 2 中心補正	値		0		,		m ″				0	,		m ″		
	注 D		インマール福正 補正 値・Y値補正	<u></u> 估	X				Y				X			Y			
	D識別		伝送方		^			m	ī	局間	m離 距離	1	^		m	ī			m
			山瓜刀						~	/··기리	平二 門住								
	定範囲	1 🗇 🗏	よこの 四神						~										
(向番号	・の局	からの距離)						~]						
Í	吉示			告		第	号	区分)項·								
年	月日			番	号	布	7	<u></u>	,	区分	()]						
備	考	(注	3)																

- 注 1 空中線位置については、緯度経度又は X Y座標値 (測量法に規定する平面直角座標系) の一方を選択し、記載し、 緯度経度又は X Y座標値は ± 1 m以内の精度とすること。
 - 2 空中線位置又はSD空中線位置に係る補正値を記入する必要がある場合は、中心補正値・中心補正角又はX値・ Y値(測量法に規定する平面直角座標系)補正値の一方を選択し、記載すること。
 - 3 空中線位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、 ④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②~⑤は 当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

(別添2)

防止予定区域管理票(2)(反射板情報)

免許人:	—————————————————————————————————————		ルート番号						
		T = = =	0-000-0000						
局番号		局番号 2	局番号 3						
	名(漢字)								
	名 (カナ)								
都道府!									
設置場	外往外								
反射板1	位置	□個別 ○ □代表(鉄塔中心) 1	□個別 O □代表(鉄塔中心) 1						
(注1)	□緯度経度	E ° ′ ″ N ° ′ ″	E ° ' " N ° ' "						
(注1)	□XY座標値	原点() X m Y m	原点() X m Y m						
反射板:	対角径	m	m						
反射板	地上高	m	m						
反射板	海抜高	m	m						
		<u> </u>	T.						
局番号		局番号 4	│ 備考 (注2)						
反射板:	名(漢字)								
反射板:	名(カナ)								
都道府!	県名								
設置場	所住所								
反射板	 位置	□個別 ○ □代表(鉄塔中心) 1							
〔注1〕	□緯度経度	E ° ′ ″ N ° ′ ″	-						
-) 位置	□ХҮ座標値	原点() X m m							
反射板:	——————— 対角径	m	7						
反射板地上高		m	1						
反射板		m	1						

- 注 1 反射板位置については、緯度経度又は X Y 座標値 (測量法に規定する平面直角座標系) の一方を選択し、記載すること。
 - 2 反射板位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、② 1 / 25000、③ 1 / 10000、④ 1 / 5000、⑤ 1 / 2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②~⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

(別添3)

防止予定区域に係る地域名称表

局 名	1からの距離	行政区画名
1. ••	O. O O O km	OO県
2. ××	1. 4 O O km	××市 △△3丁目、□□2丁目
	1. 7 O O km	OO県
	8. 400km	××市 大字▽▽字□□
	10.700km	××県
	10.800km	●●郡
		◆◆町 大字△△字□□
-	· ·	

様式3を次のように改める。 様式3(第11条、第16条及び第17条関係)

> ○○○○ 第 X X 号 □□X X 年 X X 月 X X 日

総合通信基盤局長 殿 (電波部基幹通信課)

〇 〇総合通信局長 (注1)

伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除・変更処理)について

標記について、下記の電波伝搬路に係る伝搬障害防止区域の(指定・指定変更・指定解除)願の提出があり、審査の結果、伝搬障害防止区域の(指定・指定の変更・指定の解除・変更の処理)を要すると認められるので、電波伝搬障害防止事務処理規程第52条の規定に基づき、下記の資料を添えて報告します。

記

1 電波伝搬路の名称等

番	無線通信	指定・解	電波伝搬路の名称	指定時の告示								
号	の種類	除等の別		日付	告示番号	項	区分					
1												
2												
3												

2 添付資料

- (1) 防止区域指定等審査表
- (2) 防止予定区域における電波伝搬路の拡大見通し図
- (3) 建築計画等との障害検討結果
- (4) 関係行政機関の意見

短 辺(日本工業規格A列4番)

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
 - 2 指定変更に係る報告の場合は、上記 2 (2) 及び (3) の資料については変更のあったものを添付すること。
 - 3 指定解除に係る報告の場合は、上記 2 (2) 及び (3) の資料の添付を要しない。
 - 4 上記2(4)の資料については、特段支障がない旨の意見の場合は添付を省略することができる。
 - 5 指定変更は無く総合無線局監理システムの変更処理に係る報告の場合は、注2及び関係する資料を添付すること。
 - 6 不要の文字を削除すること。

長

辺

防止区域指定等審査表(指定・変更・解除)

申請者又は免許人名							指	変	解
電波伝搬路の名称			定	更	除				
無線通信の種類 □	電気通	信業務用		□水防・消					
	放送業	務用		□ □防災行政月	Ħ				
	人命 ·	財産の保	R護用 —————	│ ── □航空保安月	Ħ				
	気象業	務用		── □海上保安月	Ħ				
	電気供	給業務用		── □警察用					
	列車運:	行業務用		 □治安維持月	Ħ				
使用周波数は890	MHz.	以上か							-
指定区域の		4 5 m	以上か						-
クリアランス		4 5 m	以上であるが、都市計画	法等その他法令に何	系る建築物に	よる伝搬障害が			
		発生す	る見込みである場合、実	際に障害が発生する	るまでの間当	á該障害発生見込			_
		み部分	分を除外した防止区域の指定を希望しているかどうか						
既存の高層建築物等	による	近傍判定	判定又は第1次判定の結果が障害なしか						_
伝搬路及び防止予定	区域を	記載の地	の地図が添付されているか						_
地図には伝搬路の位	置及び	距離並び	並びに防止予定区域が正確に記入されているか						_
指定回線の設置場所	、使用	周波数及	数及び海抜高等は免許内容と相違ないか						-
関係行政機関の意見	は支障	なしであ	 であるか						_
			日付	告示番号	項	区分		11	
指定時の告示							•		
変更時の告示 (1回	目の変	更)					•		
変更時の告示 (2回	目の変	更)							
その他 (注)									
◎上記各項目の審査の結果 □			指定、変更、解除 できる。 / できない。						
処理方法			1. 新規指定の告示 4. 告示の変更を要しない3						
			2. 告示内容の変更						
			3. 告示内容の削除						

注 参考となる情報を記載すること。

様式6の2 (第18条及び第44条関係)

〇〇〇〇第XXXX号 $\Box\Box$ XX年XX月XX日

(関係行政機関等の建築基準行政事務を担当する課の長又は指定確認検査機関の名称)

〇〇総合通信局長 @

(注1)

伝搬障害防止区域を表示した図面等の送付

電波法第102条の2第3項及び電波法施行令第9条の規定により、下記のとおり送付するので備え付 けを依頼します。

記

1 送付物

〇〇枚 紙図面 電磁的記録媒体 ○○枚

- 2 更新方法
 - (1) 紙図面の場合
 - 今回送付の図面を変更前のものと差し替えて備え付けること。
 - 変更前の図面は、焼却又は裁断により廃棄処分すること。
 - 差替えとならなかった図面は引き続き備え付けておくこと。
 - (2) 電磁的記録媒体の場合
 - ・ 今回送付の電磁的記録媒体を変更前のものと差し替えて備え付けること
 - ・ 変更前の電磁的記録媒体は、裁断等により廃棄処分すること。
- 3 留意事項
 - (1) 毀損又は汚損しないように取り扱うこと。
 - (2) あらゆる媒体による持ち出し又は複写は認めないこと。
 - (3) 責任者を定め、厳重に保管すること。
- 4 その他
 - (1) 媒体は、紙図面又は電磁的記録媒体を選択できるので、今回の送付物と異なる一方を希望する場合 には、下記問合せ先まで連絡してください。

また、インターネットを利用する方法により縦覧を行うことも可能ですので、インターネットの利 用を希望する場合も、下記問合せ先まで連絡して下さい。(注2)

(2) 伝搬障害防止区域は、図面上に帯状(中心線からそれぞれ幅50m)に緑色で表示しております。 また、紫色の線は、無線局免許人からの希望により掲載している普通無線回線の伝搬路ですので、当 該部分においては、高層建築物等の新築等にあたり、電波法上、届出は必要ありません。

> 問合せ先:〇〇総合通信局〇〇部〇〇課 担当:〇〇 \mp XXX-XXXX OOOOOOOOOX - X - X TEL XXX-XXXX-XXXX FAX XXX-XXXX-XXXX

> > 辺(日本工業規格A列4番)

- 注1「〇〇総合通信局長」、「問合せ先:〇〇総合通信局〇〇部〇〇課」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっ ては「沖縄総合通信事務所長」、「問合せ先:沖縄総合通信事務所無線通信課」とすること。
 - 2 指定確認検査機関宛ての場合は、「縦覧を行うこと」とある部分は「伝搬障害防止区域の情報を提供すること」 とすること。
 - 3 不要の文字を削除すること。

냩

讱

様式11及び12を次のように改める。

様式11 (第30条関係)

○○○○第XXXX号□□XX年XX月XX日

重要無線通信障害原因となる旨の通知書

(建築主又は請負人) 殿

総務大臣・

□□○○年○○月○○日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の(高層建築物等予定工事届・高層建築物等変更届)(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、下記のとおり重要無線通信障害原因となると認められるので、電波法第102条の5第(注1)項の規定により通知する。

なお、下記以外の電波伝搬路については、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められるので、併せて通知する。(注2)

記

- 1 障害となる重要無線通信の免許人及びその連絡先並びに当該重要無線通信の電波伝搬路
- 2 障害原因部分 別紙のとおり(注3)
- 3 障害原因となる理由
- 4 その他必要な事項

行政事件訴訟法第46条第2項及び行政不服審査法第57条第1項により次のことを教示する。 この処分について不服があるときは、総務大臣に対し、処分のあった事を知った日の翌日から起算して 60日以内に異議申立てをすることができる。

なお、この処分については、電波法第96条の2の規定により、異議申立てに対する決定に対してのみ、 取消しの訴えを提起することができる。

参考

- 1 電波法第102条の6の規定により、この通知を受けた日から2年間は、この通知に係る障害原因部分に係る工事を行ってはならないことになっている。
- 2 参照条文

(注4)

短 辺(日本工業規格A列4番)

- 注1 建築主宛ての場合は「第1項及び第2項」と、請負人宛ての場合は「第3項」と記載すること。
 - 2 当該届に係る電波伝搬路が複数ある場合であって、重要無線通信障害のおそれがない電波伝搬路があるものに限り記載すること。
 - 3 別紙として、重要無線通信障害の有無を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。
 - 4 法第102条の6及び第102条の7を記載すること。

長

辺

○○○○第 X X X X 号□□ X X 年 X X 月 X X 日

重要無線通信障害原因となる旨の通知書

(免許人) 殿

総務大臣・

長辺

下記の建築主から届出 (□□○○年○○月○○日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)) のあった高層建築物等は、貴所属(○○○~○○) 固定局間の重要無線通信障害原因となると認められるので、電波法第102条の5第3項の規定により通知する。

記

- 1 建築主の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 2 工事請負人の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 3 敷地の位置(地名、地番)
- 4 高層建築物等の最高部の地表高及び海抜高
- 5 高層部分の構造及び主要材料
- 6 高層部分の形状及び障害原因部分 別紙のとおり (注)
- 7 その他

短 辺(日本工業規格A列4番)

注 別紙として、重要無線通信障害の有無を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。

様式28から30までを次のように改める。

○○○○第 X X X X 号□□ X X 年 X X 月 X X 日

重要無線通信障害原因となる可能性がある旨の通知書

(建築主) 殿

〇 〇 総 合 通 信 局 長 **⑰** (注 1)

長辺

□□○○年○○月○○日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。)の伝搬障害可能性判定依頼書(場所)に係る事項を検討した結果、その高層部分は、重要無線通信障害原因となる可能性があると認められるので、通知する。

なお、下記以外の電波伝搬路については、重要無線通信障害原因となる可能性がないと認められるので、併せて通知する。(注2)

記

- 1 障害が起こる可能性がある重要無線通信の免許人及びその連絡先並びに当該重要無線通信の電波伝搬路
- 2 障害原因となる可能性がある部分 別紙のとおり(注3)
- 3 障害原因となる可能性があると認められる理由

注 この通知は、電波法第102条の5に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
 - 2 当該届に係る電波伝搬路が複数ある場合であって、重要無線通信障害のおそれがない電波伝搬路があるものに限り記載すること。
 - 3 別紙として、重要無線通信障害原因の可能性を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。

○○○○第ⅩⅩⅩⅩ号□□ХХ年ХХ月ХХ日

重要無線通信障害原因となる可能性がある旨の通知書

(免許人) 殿

長

辺

〇〇総合通信局長

(注1)

下記の建築主から伝搬障害可能性判定依頼(ロロ〇〇年〇〇月〇〇日付け(文書番号がある場合は、その番号を記載する。))のあった高層建築物等については、貴所属(〇〇〇~〇〇〇)固定局間の重要無線通信障害原因となる可能性があると認められるので、通知する。

記

- 1 建築主の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 2 敷地の位置(地名、地番)
- 3 高層建築物等の最高部の地表高及び海抜高
- 4 高層部分の構造及び主要材料
- 5 高層部分の形状及び障害原因の可能性がある部分 別紙のとおり(注2)
- 6 その他

注 この通知は、電波法第102条の5に基づく障害の発生の判定を通知するものではない。

- 注1 「〇〇総合通信局長」とある部分は、沖縄総合通信事務所にあっては「沖縄総合通信事務所長」とすること。
 - 2 別紙として、重要無線通信障害原因の可能性を判定する際に使用した見通図、平面図及び立面図を添付すること。

○○○○ 第 XX 号 □□XX年XX月XX日

電波伝搬路の情報(掲載・掲載変更・掲載削除)願

総務大臣殿

住所 〒

氏名 印 電話番号 OO-OOO-OOO

電波伝搬路の情報(掲載・掲載変更・掲載削除)について

辺

長

下記の電波伝搬路情報について、伝搬障害防止区域図面(への掲載・の掲載変更・からの掲載削除)を 願いたく、別添のとおり資料を提出します。

記

(掲載・掲載変更・掲載削除) を希望する電波伝搬路

電波伝搬路の名称	周波数帯	無線通信の種類	理由	備考
00~00	OOGHz帯	OOO用 (注 1)	(例)無線区間新設のため	(注2)

- 注1 電気通信業務用、放送業務用、人命・財産の保護用(水防・消防用、防災行政用、航空保安用、海上保安用、 警察用、治安維持用のいずれかについても併せて記載すること)、気象業務用、電気供給業務用、列車運行業 務用、ガス業務用、水道業務用のいずれかを記載すること。
 - 2 免許番号及び免許年月日を記載すること。
 - 3 反射板がない場合は、別添2の添付を要しないものとする。
 - 4 掲載削除願の場合は、別添の添付を要しないものとする。
 - 5 不要の文字を削除すること。

(別添1)

電波伝搬路情報管理票(1)

免	許人名										ルート	番号		П-Г		
局	番号			局番号	· 1						局番号	} 5				
	許の番	 号							Ę	-	.,,,,,	, <u>-</u>				号
	許年月				年		月		日			年		月	E	1
固	定局名	(漢字)														
固	定局名	(カナ)														
	用周波															
	有周波															
	道府県名															
_	置場所															
空	中線位置	置			別 O	口代	表(鉄塔中	心) 1	1		別〇		表 (共塔中心)	1
۱ ـ	^_ ^	□ 緯原	度経度	E	0	,	"				E	0	,	"		
꼬	中線位	直		N E =							N E =					
	(注1)	□ x .	Y座標値	原点	X			m			原点	X		n n		
	か 由 4	 線口径		()	1 1			m m			()	T		n		
		咖啡 線種別等		送信空	'由總				→	(偏波)	→	受信空中	媳			
		^{派性刑守} 泉地上高		心旧工	. T 11/1X			m	-	(MIII IIX)	1	スロエサ	ILAN.	n	า	
		泉海抜高						m						n		
		□空中線中/	心補正値					m						n		
	(注2) 補正値		補正角		•	,		"				0	,	"		
下	2 値	□×値・Yf	直補正値	Х		m	Υ		n	n	Х		m	Υ		m
下り方向		SD1間隔		SD1				m			SD1			n	า	
角	(注D	□SD1中/			0			m						n		
	(注2)		補正角		•	,		"				0	,	″		
		ロX値・Yf	直補正値	X		m	Υ		n	n	X		m	Υ		m
	~ c	S D 2 間隔	> ++ /+	SD2				m			SD2			n		
	(注2)	□SD2中/	い無止値 補正角		0	,		m ″				0	,	n "		
	2 2	□×値・Yf		X		m	Υ				X			Υ		m
	도 IJ -	<u> </u>	世州北地			m			n	П			m	'		m
		<u>別所に同じ</u> 線口径						m						n	n	
		^{源田 阻} 線種別等		受信空	中線				←	(偏波)	←	送信空中	線			
	空中紀	泉地上高		~:	424			m		/				n	า	
		泉海抜高						m						n		
	<u></u>	□空中線中/	心補正値					m						n		
l ₊	(注2) 補正値		補正角		0	,		"				•	,	"		
上り方向	€値	□×値・Yf	直補正値	Х		m	Υ		n	n	Х		m	Υ		m
方向	SD	1 間隔		SD1				m			SD1			n	n	
[H]	S ÷	□SD1中/						m						n	n	
	(注2)		補正角		0	,		"				0	′	″		
		ロX値・Yf	直補正値	X		m	Υ		n	n	Х		m	Υ		m
	SD	2 間隔	\ 14 1+	SD2				m			SD2			n		
	⊊ S	□SD2中/			0	,		m "				•	,	n "	n	
	(注2)	□×値・Υイ	補正角	X			Y				X			Y		
Λ	₋₎ ∠ D識別		^{但無正但} 伝送方式	_ ^		m		局間距	m 5離		^		m	ī		m
-	レ誠別		山心刀八					间间即	二円比							
備	考	(注3)														
, ma	1															

- 注1 空中線位置については、緯度経度又はXY座標値(測量法に規定する平面直角座標系)の一方を選択し、記載し、緯度経度又はXY座標値は±1m以内の精度とすること。
 - 2 空中線位置又はSD空中線位置に係る補正値を記入する必要がある場合は、中心補正値・中心補正角又はX値・Y値(測量法に規定する平面直角座標系)補正値の一方を選択し、記載すること。
 - 3 空中線位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、21/25000、31/10000、41/5000、51/2500、6不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、2~5は当該縮尺の地図から算出した場合、6は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

(別添2)

電波伝搬路情報管理票(2)(反射板情報)

免許人名	名		ルート番号						
局番号		局番号 2	局番号 3						
反射板:	名(漢字)								
反射板:	名(カナ)								
都道府	果名								
設置場	听住所								
反射板值	立置	□個別 ○ □代表(鉄塔中心) 1	□個別 0 □代表(鉄塔中心) 1						
反	□緯度経度	E ° ′ ″	E ° ′ ″						
(注 射	口神及社及	N ° ′ ″	N ° ′ ″						
(注1) 反射板位置	□XY座標値	X m	原点() X m						
旦	ロス・圧標値	Y m	が ^{最低り} Y m						
反射板	対角径	m	m						
反射板均	地上高	m	m						
反射板流	毎抜高	m	m						
局番号		局番号 4	備考 (注2)						
反射板:	名(漢字)								
反射板:	名(カナ)								
都道府	 県名		1						
設置場所	听住所								
反射板值	位置	□個別 ○ □代表(鉄塔中心) 1							
② 瓦	□緯度経度	E ° ′ ″							
注 射 □神及性及 1 板		N ° ′ ″							
○		X m							
		Y m							
反射板	対角径	m	_						
反射板均	地上高	m							
反射板	———— 毎抜高	m							
1									

- 注 1 反射板位置については、緯度経度又は X Y 座標値 (測量法に規定する平面直角座標系) の一方を選択し、記載すること。
 - 2 反射板位置を算出した際に使用した測定方法について、備考欄に①実測、②1/25000、③1/10000、④1/5000、⑤1/2500、⑥不明、別に記載すること。なお、①は現地測量の結果である場合、②~⑤は当該縮尺の地図から算出した場合、⑥は既出のデータで算出時の経緯が不明(既設無線局の場合等)な場合である。

附則

この通達は、平成26年3月26日から実施する。